

## 第76回

# 愛知県消費生活審議会会議録

平成25年10月22日  
於 愛知県自治センター

愛知県県民生活部県民生活課

## 目 次

会議録（要旨） .....	1
次 第 .....	1 5
配付資料一覧 .....	1 6

## 1 開 会

○事務局（柴田県民生活課長）

ただいまから平成25年度 第2回愛知県消費生活審議会を開催いたします。

議長へ引き継ぐまでの進行役を私、県民生活課長の柴田が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、多和田会長からごあいさつをお願いいたします。

## 2 あいさつ

○議長（多和田会長）

本日は、平成25年度 第2回愛知県消費生活審議会を開催いたしましたところ、皆様には、御多忙の中、御出席いただきまして、どうもありがとうございました。

さて、7月に開催いたしました第1回消費生活審議会におきましては、本県における消費生活相談体制の今後の方向性について御審議いただき、県の消費生活相談窓口を将来的に1か所に集約し、地域における中核的相談機関として機能強化を図っていくということで、御了解をいただきました。

本日は前回の審議会においても御質問のありました、愛知県の消費生活相談体制の充実・強化に向けたスケジュールなどについて、事務局から具体的な提案がなされますので、委員の皆様からの御意見をいただきたいと存じます。

本審議会ではこれまで、愛知県の消費者行政に対して様々な提言を行ってきたわけですが、地方の消費者行政の充実・強化が求められる中、県民の安心できる消費生活を確保していくために、将来を展望した提言をしていきたいと思っております。

委員の皆様には、どうか忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたしまして、私の開会のごあいさつとさせていただきます。

○事務局（柴田県民生活課長）

どうもありがとうございました。

続きまして、寺澤県民生活部長からごあいさつを申し上げます。

○寺澤県民生活部長

開会にあたりまして、私からもごあいさつ申し上げます。本日は本当にお忙しい中

御出席いただき、ありがとうございます。今、会長からもお話がございました点につきまして、本日は御議論を深めていただいと思っております。その前に最近の状況でございますが、お手元に最新の「あいち暮らしっく」101号、102号を配付させていただきました。相変わらず高齢者の消費者トラブル、相談が大きな割合を占めております。また、昨日の紙面でもウオーターサーバーの当選商法の記事が大きく取り上げられましたように、相手は手を変え、品を変え、消費者を狙ってまいりますので、行政側としてもしっかりと受け止める消費生活相談体制を作ってまいりたいと考えております。

前回7月の審議会で御議論いただいた後、私どもでは8月、9月にかけて、県内全市町村を回らせていただきました。その中で様々な御意見もいただき、県と市町村と一緒に体制を作っていくということにつきまして意見交換を行い、理解を深めていただくことができたと考えております。ただ、一度で済む話ではございませんので、今後も、県ともう一方の担い手である市町村、双方の体制充実を図っていかねばならないと思っております。その点につきまして、本日、御議論をいただくところでございますが、どうぞ実りあるものとなりますよう、よろしくお願い申し上げます。

○事務局（柴田県民生活課長）

本日の審議会の定足数につきましては、19名の委員の内13名の方の御出席をいただき、過半数の方の御出席をいただいておりますので、会議の定足数を充たしておりますことを御報告させていただきます。

○事務局（柴田県民生活課長）

次に、資料の確認をさせていただきます。

事前に皆様にお送りしました資料1～3及び参考資料につきまして、本日御持参されなかった方がみえますでしょうか。

それから、本日新たに参加者名簿と配席図、平成25年9月28日付け中日新聞の記事を配付させていただきましたので、御確認ください。

### 3 議 事

○事務局（柴田県民生活課長）

それでは、さっそく議事に入らせていただきます。

審議会規則第4条によりますと、審議会の議長は会長が行うこととなっておりますので、以後の進行につきましては、多和田会長にお願いをしたいと存じます。

○議長（多和田会長）

それでは、私が今後の進行役を務めさせていただきます。

なお、運営要領第5に基づく会議録の署名につきましては、今回、外山委員と向井委員にお願いしたいと思います。

### （1）本県における消費生活相談体制のあり方について

○議長（多和田会長）

では議題1、本県における消費生活相談体制のあり方につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局（伊藤主幹）

県民生活課主幹の伊藤でございます。私からは議題（1）本県における消費生活相談体制のあり方について御説明いたします。

（資料1及び参考資料に基づき、これまでの審議経過及び「愛知県消費生活総合センター（仮称）」の設置について説明）

○議長（多和田会長）

ただいまの御報告に関しまして、御意見、御質問がありましたらお願いします。

○清水委員

相談員協会の清水です。二つ質問がございます。まず、相談員の専門性についてどのように判断されるのでしょうか。今後、人数の削減があると思いますが、私ども相談員は1年ごとの契約で試験を受けてという形になっております。センター・オブ・センターズの体制になった時の相談員の専門性について何か指針があるのでしょうか。もう一つは市町村の合同運営について、どの程度の地域、市町村で連携する方向にあるのか、現状を教えてくださいたいと思います。

○事務局（酒井主幹）

まず専門性につきましては、専門分野チームを立ち上げていきたいと考えております。まだ固まってはおりませんが、例えば金融商品、情報通信、高齢者支援など、ある程度の専門分野に分けることで、それぞれの相談員の方が専門的な勉強を、より深めることができると考えております。ただ、専門的な相談だけではなく、一般的な相談も受けていただきながら、それぞれの専門分野に応じた知識を深めていただきたい。県においては相談員の方は4回まで更新が可能で5年間継続できますので、その期間内で研修等を受けていただき、専門性を高めていただきたいと思っております。

次に広域連携については現在3地区で連携されておりますが、市町村によっては相談日が重複しており、十分な連携効果が発揮されていない地域もございます。会議室の確保や相談員の都合もあり難しい問題ですが、住民の方が相談しやすい体制となるよう、働きかけてまいります。

○清水委員

専門性というのは、東京都が先行的に行っているものをイメージすればよろしいのでしょうか。

○事務局（柴田県民生活課長）

東京都をモデルとし、それに近づくようにしていきたいと考えております。

○清水委員

私たちは、消費生活相談員の資格で採用されておりますが、専門性という意味でいくと、例えば金融ではファイナンシャルプランナーの1級、2級を持っているとか、宅建や家電アドバイザーなどの資格を取って行かなければならないのでしょうか。東京都の専門チームでは複数の資格を持っている相談員が選ばれているようです。もう一つは年数の問題ですが、これまでの経験を認められて残っている相談員がチームを引っ張っている状況だとも聞いております。相談員としての経験年数も十分考慮していただきたいと思っております。

○事務局（柴田県民生活課長）

補足をさせていただきます。専門性につきましてはファイナンシャルプランナーな

ど専門的な資格を採用条件とすることは考えておりません。チームに入っていただく相談員の方には専門家による研修やアドバイスを受けていただき、専門性を高めていただきたいと考えております。また、広域連携については様々な課題がございますが、現在連携しているみよし市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町では、相談日が分散しており、連携が非常にうまくいっている状況でございます。途中経過ではあります。他の市町の住民からの相談も増えてきていると聞いておりますので、このような方向で進めてまいりたいと考えております。

#### ○服部委員

前回7月の審議会では、方向性について十分な議論ができなかったように記憶しておりますが、1月に県が公表した市町村との役割分担に関する考え方からしますと、若干、方向性が変わってきていると感じます。方向性についてはやむを得ないと私も思いますが、今日御提案された内容につきまして、3点ほど要望がございます。

まず、県でも簡易な相談を受け付けることになっておりますが、移行にあたっては、ぜひ県では土日も相談を受け付けていることを、しっかりとPRし、情報提供していただきたい。県と市町村で相談をたらい回しにしないよう、敷居を高くしないで受け付けていただく体制整備をしていただきたい。

二点目は31年の完全移行に向けて、その間にそれぞれの相談件数の変化や消費者が困っているという声がないかなど、十分検証の上、進めていただきたい。

三点目は広域連携の話に関連し、身近な所では相談しにくいという声もあるのは事実です。広域連携も大切ですが、例えば各市の消費生活センターでは「原則として各市内在住の方に限る」となっておりますが、その原則を外すことはできないのでしょうか。もう少し自由に他の市町村でも受けることができれば、より相談しやすくなりますので、県から御指導いただければと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○事務局（柴田県民生活課長）

県でも簡易な相談を受け付けてまいりますが、土日の相談体制につきまして、さっそく来年度から十分に強化し、たらい回しにすることのないよう、努めてまいります。31年度に完全移行の予定でございますが、相談件数の変化や住民の方の意向に耳を傾けてまいることは、当然のことございまして、しっかりと住民の方の御意見をお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。また、身近な場所では相談しづら

いという点につきまして、そのような声があるということは十分承知しております。

「市内在住」の枠を外すことはできないのかというお話につきましては、市町村で運営し、税金を納めていただいている住民に対するサービスのため、県からお願いするのは難しいところでございますが、実態としては市外の方から御相談があった場合も対応していただいているとお聞きしております。本県の窓口にも他県の方から御相談がありますが、決してたらい回しすることはありません。しっかりと対応してまいりたいと思っております。

○谷口委員

市町村を訪問されたとのことですが、広域連携について具体的にこの市町村間で連携してはどうかといった提案をされるのでしょうか。

○事務局（酒井主幹）

協定書のひな形を提示するなどして、連携を働きかけております。

○谷口委員

その際は、ある程度連携する市町村のイメージを持って提案されているのですね。

○事務局（酒井主幹）

各市町村の意向があり、県で勝手に区切るわけにはまいりませんので、連携を考える市町村の事情、意向を見て働きかけております。

○谷口委員

個人的な意見で可能かどうかわかりませんが、同程度の市町村による連携も一つの方法だと思いますが、大きな市、例えば豊橋市と周辺の規模の小さい町村、職員で対応しているような所とを組み合わせるような連携は考えていらっしゃいますか。

○事務局（酒井主幹）

豊橋市につきましては、東三河広域連合という構想があると伺っておりますので、少しアプローチの仕方が違うと考えております。



○谷口委員

小さな市町村と言うと語弊がありますが、例えば週に1日ずつの市町村が連携しても曜日が重なる問題もあり、それほど多くの開設日数にならないと思います。それよりも、大きな市と小さな市町村を組み合わせる連携もあるのではないのでしょうか。

○寺澤県民生活部長

消費生活相談事務だけでなく、いろいろな市町村の事務を共同で実施、連携をする例が多くございます。既にそのような形で進んでいる事務もございまして、先ほど市町村の意向と申し上げましたが、日頃からの市町村間の連携が土台になってくるものと考えていただければよろしいかと思えます。

また、豊橋市を中心とした東三河地域につきましては広域連合という大きな話が進んでおります。この枠組みの中で消費生活相談事務を行うかどうかはまだわかりませんが、御提案のあったような豊橋市を核にした案というのもあり得る話かと思えます。先ほど尾張東部の連携の話がありましたが、このほか津島市を中心とする海部地域や旧西春日井郡の地域、清須市、北名古屋市、豊山町などでも既に、消費生活相談について連携が進んでいる状況でございます。

○議長（多和田会長）

ありがとうございました。他に御意見いかがでしょうか。

○向井委員

少しこの案からずれるかもしれませんが、最近、生協やJAなどでもいろいろな生活相談に力を入れていると思います。今後、財政的にいろいろな面で官民共同が求められてくるとは思いますが、協同組合や民間の非営利団体等が行っている生活相談について、県はどの程度把握されているのでしょうか。

○事務局（柴田県民生活課長）

民間団体の生活相談については、恐らく組合員を対象とした相談であろうと思えますが、残念ながら把握いたしておりません。把握しているのは市町村関係のみでございまして、ほとんどの市町村で民事関係、よろず相談といった形で実施され、相談に応じていただいている状況でございます。

### ○寺澤県民生活部長

少し補足させていただきます。冒頭、資料の説明で触れましたが、県民相談につきましても社会的に他の様々な相談窓口が整備されてきている状況でございます。先ほど服部委員から現場の状況を検証しながらとの御意見がございましたが、消費生活関連の窓口が今後どうなっていくのか、あるいは民間団体の活動状況なども見ながら、県単独で良いというのではなく、県民の方々にとってトータルで相談体制が充実していくのが最終的な姿だと思いますので、時代に合わせて進めてまいりたいと考えております。

### ○清水委員

お願いですが、私たち相談員は市民であろうと県民であろうと、相談が入ればまずはお聞きしたいという思いでおります。しかし市町村のセンターは、人口15万人以上の豊川市や名古屋市、一宮市、豊田市などに集中しており、現在の県民生活プラザ8か所というのは、一番良い体制であると思っております。3、4年前は尾張県民生活プラザに電話が繋がらないということで、名古屋市消費生活センターに電話が入ることがよくありました。また、中央県民生活プラザは人と話せないのが有名で、電話が通じずに、ガイダンスになってしまう、一番多いワンクリック詐欺の相談をしたくてもできないという相談が名古屋市に流れてきます。私たちも名古屋市以外の方の相談も受けない気持ちでおりますが、多すぎて取りきることができない状態です。在住在勤を聞くだけで、15分から30分の苦情になる、なぜ、どこでも相談できないのかとの苦情が絶えません。今年度は名古屋市も1.5倍のペースで相談件数が増加しており、高齢者からの1回につき1時間もかかるような相談が増えている中で、今後の5年間で非常に心配です。現状を検証しながら進めるとのこと、何度も申し上げるのは恐縮ですが、良く現状を見ていただき、急激な撤退のないようにお願いします。簡易な相談か難しい相談かは、第一声の電話では全くわかりません。入る相談は1本でも多く取るという体制をよろしくお願いします。

### ○事務局（柴田県民生活課長）

確かに、県内8か所の県民生活プラザで相談を受けているところを、県はより機能を高度化していくため1か所に集約させていただき、一方で市町村の窓口においても、しっかりと地元の方の相談に乗っていただきたいとお願いをしております。8月から

9月にかけて市町村を回らせていただきましたところ、現状の相談日を倍に増やしたいですか、相談の電話回線を倍にしたといった話も聞いております。そうした市町村の充実・強化策に対し、県として支援できることを、様々行っていきたいと考えております。

○議長（多和田会長）

心配なところは、市町村の体制が充実されていない場合、そこで対応することができない相談が県の消費生活総合センターに集中してしまうのではないのでしょうか。市町村で相談を受けても、安易に県に回してしまうことが起こらないか、今まで県は8か所で処理できていたのが、1か所に集約した時に十分に対応できるのか、県と市町村がしっかりと連携を取っておかなければ、かなり負担が大きくなるのではないかと考えますがいかがでしょうか。

○事務局（柴田県民生活課長）

市町村の相談員の専門性を磨いていただくために、県が主催して様々な研修を行っておりまして、今後も引き続きしっかりと実施してまいります。連携のお話につきましては、これまで各市町村の担当の方々とお話させていただいたところ、県も市町村も目指すところは同じではないかと感じたところでございます。住民の方々からの相談をないがしろにすることのないよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（多和田会長）

まだ、少し時間もありますので、御発言のされていない方で御意見はありませんか。細谷委員、いかがでしょうか。

○細谷委員

率直に申し上げて勉強が十分でないものですから、清水委員のお話などをお伺いし、現場の御苦勞を拝察いたしました。一つお伺いしたいのですが、旅券についても自治センターにできる総合センターへ集約していくことになるのでしょうか。

○事務局（柴田県民生活課長）

旅券業務につきましては、現在県内8か所で実施しておりますが、中央県民生活プ

ラザでは行っておりません。それに代わる機関として、名古屋駅前のルーセントタワーの旅券センターで名古屋を中心とした地域を対象に旅券発給事務を行っております。今後検討してまいります。旅券を作成する機械がある名古屋と豊橋の2か所に最終的に集約していきたいと考えております。もちろん市町村への事務移譲を積極的に実施し、住民の方が県の機関まで来ていただかなくても、地元の自治体で申請し、交付を受けられるような体制を作りたいと考えております。

#### ○細谷委員

少し気になっているのは、27年度から5年かけて8か所あるプラザが廃止になるわけですね。そこで行っていた旅券業務を名古屋と豊橋の2か所で行うことになるの御説明ですが、その前提は市町村の旅券業務の体制整備だと思います。その辺りはきめ細かく市町村の進捗状況を確認しながら、住民ニーズなどをよく把握して進めていきたいと思っております。

#### ○寺澤県民生活部長

県民生活プラザで旅券業務をやっているということは冒頭でも御説明しましたが、既に8つの市町村においても旅券業務を行っております。この中には、東三河北部の豊根村や東栄町などが含まれており、豊橋市まで来ていただいていたものが、地元の役場でできる体制になったものでございます。旅券については市町村役場で取得する戸籍謄本などの書類が必要ですので、地元の役場で旅券業務を行っておれば、住民の方にとってはワンストップサービスとなり、利便性から見ても良い方向ではないかと考え、市町村移譲を進めていきたいと思っております。隣の岐阜県、静岡県などでも既に県の窓口は1か所とされていると聞いております。ただ、前提として御心配の向きはございます。市町村に窓口を設けていただくのが大事だと思いますので、その点を踏まえて進めてまいります。

#### ○議長（多和田会長）

他に御意見はありませんでしょうか。加藤委員、いかがでしょうか。

#### ○加藤委員

不勉強で申し訳ないのですが、相談というのは品質の相談なのか、売る方の相談な

のか、流通の相談が多いのでしょうか。相談窓口の統合と言われますが、具体的にどのような事例が多いのか、その辺りをお伺いします。

○事務局（酒井主幹）

消費生活相談は消費者と事業者間の商品やサービスの契約、トラブルについての相談ですので、事業者からの事業者についての相談は受け付けておりません。そのほか、県民相談では離婚や遺産問題などのよろず相談が多いように思われます。また、交通事故に関する損害賠償や後遺症、自転車事故などの交通相談、多重債務相談などもあり、現在は消費生活相談と合わせてワンストップサービスとして県民生活プラザで各種の相談を受け付けている状況です。

○加藤委員

現在、ITが進んで我々事業者と消費者が直接結びつくツールが多くなり、そうした問題も起きてくるのではないかと思うのですが、具体的な例はいかがでしょうか。

○事務局（酒井主幹）

確かにIT関係もワンクリック詐欺、携帯電話やスマートフォンの申込やネット回線に関するトラブルなどいろいろな相談がございます。そうしたことから、今後ITの専門分野チームを作っていくことが良いのではないかと考えております。

○議長（多和田会長）

ありがとうございました。安藤委員はいかがでしょうか。

○安藤委員

相談員の方のお話をお聞きし、大変であると感じました。相談される方の年齢層はお年寄りの方が多いのではないかと思うのですが、そうしますと相談員の方の電話対応も長時間になり大変だと思います。若い方からの相談もあるのでしょうか。

○事務局（酒井主幹）

平成24年度消費生活相談の取りまとめ結果を申しますと、一番多い年代は40代で構成比18.7%、次が30代で17.4%、それから70歳以上が15.5%と

なっております。傾向として70歳以上の相談が増えてきております。先ほど清水委員もお話されましたが、高齢者の御相談は時間がかかったり、周囲の方が相談されることもあり、1件1件に時間がかかる状況にあります。

○議長（多和田会長）

まだ他の委員にも御意見を伺いたいところですが時間がまいりましたので、特に御意見がありましたら、どうぞ。

○外山委員

センター・オブ・センターズ化していくというのは、愛知県だけでなく他の県も同様の方向で動いていると聞いておりますので、このような方向になると思います。先ほどの質問の回答でも5年程度を目指してとのことでしたが、こう決めたから絶対に無理矢理進めるというのではなく、実態を踏まえて資料に書いてある中身がしっかりと実現できるような進め方をしていただきたい。

それから先ほど生協の相談事業の実態の話がありましたが、以前、生協の相談をしている方にお話を伺ったことがあります。コープあいちで暮らしの相談室のようなものをやっていますが、生協なのでやはり相談の中身は生協の利用に関する相談が最も多く、そのほかは離婚、相続、多重債務の相談などがあります。弁護士の方に振るものもありますが、いわゆる暮らしに関わる契約問題については名古屋市在住の方は名古屋市消費生活センター、県の方はプラザや各市のセンターに相談していただくよう紹介しておりますので、連携する形でうまく相談に応じているとのことでした。ただし、先ほどのお話にもありましたが、民間の相談機関もいろいろありますので、県の方でも把握しながら連携できるところは連携し、進めていただきたいと思います。

○事務局（柴田県民生活課長）

ありがとうございました。民間団体の相談機関が全く欠落していたわけではなく、実態がなかなか把握できないという状況ではあります。情報収集し、生協やJAなど様々な民間団体とも連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（多和田会長）

時間がまいりましたので、相談体制のあり方に関する審議はここまでとさせていただきます。

様々な意見をいただきましたが、消費生活相談体制のあり方につきまして、事務局案に御異議がなければこれで終わらせていただきます。よろしいでしょうか。

(各委員 了承)

ありがとうございました。事務局におかれましては本日の意見を踏まえて、市町村との連携を図りながら、消費生活相談体制の充実・強化に向けて、しっかりと取り組んでいただくよう、よろしく願いいたします。

## (2) その他

○議長 (多和田会長)

それではもう一つ議題がございます。平成25年度事業の取組状況について、事務局より御報告をよろしくお願ひします。

○事務局 (酒井主幹)

申し遅れましたが、県民生活課主幹の酒井でございます。私からは平成25年度事業の取組状況について、主なものを3つ報告させていただきます。

(資料2、3、参考資料に基づき平成25年度事業の取組状況について説明)

○議長 (多和田会長)

ありがとうございました。ただいまの御説明に対して御質問等がございますか。

○柘植委員

事業者の指導・処分につきましてお伺いします。資料3で岐阜県と同時処分となっておりますが、これについて岐阜県の県民生活課との連携は、どのように行っているのでしょうか。

○事務局 (酒井主幹)

情報交換、情報共有し、立入調査も同時に行いました。情報交換しながら処分の内容もすり合わせをし、同日に事業者の呼び出しを行い、指示書を手渡しました。事業者が県域に留まらず、愛知県と岐阜県にまたがるような場合は、このような形で処分を行うことがございます。最近では被害が広域にわたることも多いことから、私どもでは静岡県、三重県、岐阜県と愛知県で連絡会議を設け、そこで悪質業者等の情報交換

をしながら対応しているところでございます。

○議長（多和田会長）

ありがとうございました。他に御意見も無いようですので、これで終了させていただきたいと思っております。

本日本日予定していた議題はこの二つで、全て終了いたしました。長時間御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

#### 4 閉 会

○事務局（柴田県民生活課長）

どうもありがとうございました。最後に寺澤県民生活部長から閉会のごあいさつを申し上げます。

○寺澤県民生活部長

大変御熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。最後にいろいろな御意見を承りました点について、総括的に申し上げたいと思っております。

一つは本日の参考資料として中日新聞のコピーをお配りしました。この新聞記事では、消費生活相談窓口を5年程度かけて1か所に集約するということが報道されておりますが、知事からは、市町村や消費者団体の方々からの御意見を踏まえながら進めていくとの答弁がございました。報道はされておられませんでしたがしっかりと議会に対し答弁しておりますので、御理解をいただければと思っております。

また、専門性の問題などについて御指摘をいただきましたが、まさに広域性、専門性をしっかり整えることが私ども県の責務であり、それが見える形でお示ししていく事が重要だと思っております。市町村への押し付けや県の行革ではないかとの御指摘を受ける懸念もございますが、そうではなく、県は専門性や広域性の観点からしっかりと充実していくところを、見える形でお示ししながら進めてまいりますので、委員の皆様におかれましても、今後とも様々な場面で御支援、御協力をいただければと思っております。本日は大変お忙しい中、ありがとうございました。

○事務局（柴田県民生活課長）

これをもちまして、愛知県消費生活審議会を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。



## 平成25年度第2回 愛知県消費生活審議会次第

日 時 平成25年10月22日（火）

午前10時～11時20分

場 所 愛知県自治センター大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 本県における消費生活相談体制のあり方について

(2) その他

平成25年度事業の取組状況について

4 閉 会

## 平成25年度第2回愛知県消費生活審議会配付資料一覧

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 配席図

【資料1】 「愛知県消費生活総合センター（仮称）」の設置について（案）

【資料2】 「2013 あいち消費者教育推進シンポジウム」の開催結果

【資料3】 事業者に対する指導・処分

### 【参考資料】

- ・ 本県における消費生活相談体制の方向性について（H25.7.29 第1回愛知県消費生活審議会資料）
- ・ 「愛知県消費生活相談サポーター養成講座」募集チラシ
- ・ 「愛知県消費生活相談サポーターフォローアップ講座」募集チラシ
- ・ あいち暮らしっく～高齢者の消費トラブル被害未然防止特集号～（平成25年9月発行）
- ・ あいち暮らしっく No.102（平成25年10月発行）
- ・ 新聞記事（9月28日付け中日新聞）